

令和6年度高松市奨学金支給制度 新規申請のご案内

高松市には、成績優秀でかつ向学心旺盛な生徒で、家庭の経済的な理由のため修学困難な方に対して、奨学金を支給することにより修学の機会を与え、有為な人材を育成することを目的とする奨学金支給制度があります。

★支給申請の条件

- (1) 高松市に住所を有する生徒であって、家庭の経済的理由で修学が困難な生徒であること
(前年[令和4年]の世帯全体の所得金額※が、生活保護基準の1.3倍以下)
※令和4年4月2日時点で18歳以上の世帯全員の所得。課税台帳等により確認します。
- (2) 高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部)に入学を希望する生徒又は現に高等学校等に在学している生徒であること
※全日制、通信制、定時制等の別は問いません。
- (3) 身体が健康な生徒であること
- (4) 学業が優秀で性行の善良な生徒であること (全体の評定平均値が3.5以上)

★支給内容

- ・支給額 (返済不要)
1人 月額9,000円【予定】
- ・支給開始時期
令和6年5月から毎月。
※4月分は5月分と一緒に支給します。
- ・支給方法
高等学校長等を経て、本人又は保護者に支給します。

★申請書類・期限

- ・申請書類
※申請書類一式は、在学中の学校にございます。
(1)奨学生願書(様式第1号)
(2)家庭調書(様式第2号)
- ・提出期限
令和5年12月15日(金)※必着
- ・提出先
在学中の学校へ提出してください。

★令和6年度 高松市奨学金 主なスケジュール

令和5年12月15日(金)	令和6年度高松市奨学金申請書 提出締切日
令和6年2月下旬～3月上旬	選考結果通知(在学中の学校を通じて保護者宛てに通知します。)
以下、奨学生決定者のみ	
令和6年5月	奨学金支給開始。4月分は、5月分と一緒に支給します。
令和6年6月以降 ※該当者(支給停止者)のみ	再審査(※令和5年中の所得審査)結果通知 →要件を満たさない場合は、令和6年10月分より支給停止。
令和7年3月 ※該当者(支給停止者)のみ	再審査(※令和6年中の成績審査)結果通知 →要件を満たさない場合は、令和7年4月分より支給停止。

